

## “集中育成・強化期間”後の地方消費者行政の充実・強化に向けた 取組の検討状況について

平成 23 年 10 月 13 日  
消費者庁

### 1. 現状分析及びこれまでの各種支援措置の効果の分析

#### (これまでの取組の分析)

- 地方消費者行政の現状分析を行うとともに、「地方消費者行政活性化基金」(以下「活性化基金」)、「住民生活に光をそそぐ交付金」(以下「光交付金」)等の取組の効果等についての分析を行う(平成 23 年夏～秋)。

### 2. 消費者行政の充実に向けた体制整備の促進の取組

#### (「指針」の作成)

- 人口規模別の市町村の消費生活相談等の対応、広域連携の取組、庁内の各部署との連携の取組、地域の多様な主体の「参加」と「連携」の取組、消費生活相談員の処遇改善の取組等について、詳細な事例集とこれを基にした「地方への提言」、「消費者庁の取組」をまとめた「地方消費者行政の充実・強化のための指針(仮称)」を作成(平成 23 年冬～24 年春)。

#### (PIO-NET 刷新)

- PIO-NET について、相談員の入力負担の軽減、情報分析機能の向上など抜本的な刷新に取り組む(平成 23 年夏～)。
- 検討に当たっては、自治体の消費者行政担当職員や消費生活相談員など関係者を交えて実務的な意見交換を行う(平成 23 年秋～24 年春)。

### 3. 消費生活相談員の処遇改善の促進の取組

#### (相談員資格の法制化)

- 消費生活相談員の役割・任務、求められる知識・能力を法令で明確化するとともに、これを担保するための資格・試験を法的に位置付ける。これにより、自治体において専門職として適切に評価

されるよう促す。

- 検討に当たっては、自治体の消費者行政担当職員や消費生活相談員などを交えて実務的な意見交換を行い、相談員に求められる知識・能力、その評価の在り方を検討する（平成 23 年秋～）。
- 検討結果を踏まえ、平成 25 年の通常国会に消費者安全法の一部改正案を提出（平成 25 年春）。

#### **4. 都道府県の法執行強化に向けた取組**

##### **（地方における法執行体制の強化）**

- 特定商取引法及び景品等表示法の執行ノウハウを有する人材の育成のため、都道府県の法執行担当者を対象とした執行初任者研修（平成 23 年 6 月）、法執行専門研修を実施（平成 23 年 9 月）。
- 景品表示法分野における執行関連情報の共有を図るネットワークを構築する（平成 24 年～運用開始）。特定商取引法については、特商法・割販法執行 N E T を通じた執行や解釈事例の情報共有を実施する。
- 特定商取引法の処分実績の少ない県に対し、経済産業局が立入検査に立ち会うなどにより、都道府県担当者に法執行ノウハウを伝授。
- 特定商取引法違反により、一つの都道府県で処分された後、別の都道府県で営業を行い、同様の違法行為を繰り返す事業者に対しては、国（消費者庁及び各経済産業局等）が責任をもって法に基づき厳正な対応を図る。
- 都道府県における景品表示法の執行権限の強化を検討するにあたり、都道府県における課題について聴取する（平成 23 年秋～）。
- 公正取引委員会において景品表示法業務拡大の方針が示され、情報提供受付の積極化、事業者からの相談への対応等が実施されているところ、引き続き、連携・協力を進めていく。

#### **5. 消費者行政充実のための財源確保の取組**

##### **（自治体の裁量で消費者行政も含め自由に活用できる財源確保）**

- 持続的な消費者行政の充実に向けて、「活性化基金」終了後の財源確保が課題。

- この点については、地域のことは住民主体で地域が決める「地域主権改革」の趣旨を踏まえ、自治体が消費者行政も含め自らの裁量で活用可能な財源の確保を図ることが重要。
- 今後、導入が検討される経常的経費に係る「一括交付金」の消費者行政への活用や「地方交付税措置」の充実を図っていくことが必要。

### **（「地域主権改革」の実現に向けた過渡期の対応）**

- 同時に、これまで光が十分に当てられなかった分野の取組強化を促進しつつ、1つの分野に限定することなく、自治体の裁量により複数の分野への活用を選択できる「光交付金」の趣旨は、改革の実現に向けた過渡期の対応として大きな意義がある。
- このため、「光交付金」の後継となるような支援制度の創設を政府部内で働きかけることを検討。
- また、原発事故による食品と放射能の問題をきっかけに、食の安全・安心の確保に対する消費者の関心が高まっている。現状では、「一括交付金」にソフト事業は含まれていないことから、地域における食の安全・安心に関する取組や、多様な主体による消費者問題への取組を支援するため新たに「食の安全・安心のための地域消費者活動支援交付金」を創設する。

### **（被災4県に対する「地方消費者行政活性化基金」の増額）**

- 各都道府県に造成されている「地方消費者行政活性化基金」について、震災・原発事故を受けた緊急対応（復旧・復興に向けた消費者行政機能の回復・強化や食品の放射性物質検査等）により、被災4県（福島・宮城・岩手・茨城）では基金の取崩し額に不足が見込まれるため、増額措置を行う。

以上